

長い間ご使用になっていない貯金通帳・証書について

平成24年10月30日

JAえちご上越

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態となっている貯金はありませんか。お忘れにならないよう、いま一度ご確認をお願いいたします。

このような貯金もお取引のJAにてお預かりしていますので、引き続き「あんしん」で「便利」なJAのご利用をお願いいたします。

なお、残高1万円以上の貯金については、お取引の動きがない状態がおよそ10年になると、郵送によるお知らせもしていますので、お引越しの際は住所変更のお手続きをお願いいたします。

また、長い間お取引の動きがない貯金をお引き出す際は、窓口でのお手続きが必要となる場合がございます。もし、貯金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合は、ご本人が確認できる資料や口座の支店名、口座番号がわかる資料等が必要となります。詳しくは、お取引のJA店舗にご照会・ご相談ください。

■お問い合わせ先

お近くのJAえちご上越 各支店・出張所 または、
JAえちご上越 金融共済部 貯金業務課

(TEL: 025-527-2020)